

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本設計・実施設計
業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本設計・実施設計業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法のほか、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本設計・実施設計業務

(2) 業務内容

本業務は、当院ホームページに掲載されている一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）に基づき、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設に係る基本設計・実施設計業務を行うものである。

また、確実かつ迅速に次の建設工事へと繋げるため、課題の整理と解決策の実行、関係者との協議等、必要な関連作業を総合的に進めるものである。

なお、業務内容の詳細は、別添の「一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」によるものとする。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

3 予算額

444,068,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とし、令和3年度の支払限度額を128,736,000円とし、令和4年度の支払限度額を315,332,000円とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

支払いに疑義が生じた場合には、双方が誠意を持って協議のうえ定める。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

令和3年4月16日(金)

(2) 第1次審査に係る質疑提出期限

令和3年4月30日(金)午後5時まで

(3) 第1次審査に係る質疑回答期限

令和3年5月14日(金)まで随時

(4) 参加申込受付期間

令和3年4月16日(金)から令和3年5月21日(金)まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 第1次審査(書類審査)

令和3年5月28日(金)

(6) プロポーザル第1次審査結果通知書の送付

令和3年5月31日(月)(予定)

(7) 第2次審査に係る質疑提出期限

令和3年6月7日(月)午後5時まで

(8) 第2次審査に係る質疑回答期限

令和3年6月14日(月)まで随時

(9) 企画提案書等提出期間

令和3年5月31日(月)から令和3年6月25日(金)まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(10) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

令和3年6月30日(水)(予定)

(11) プロポーザル第2次審査結果通知書の送付

令和3年7月7日(水)(予定)

6 参加資格

(1) 令和2・3年度の一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加資格を有している者(参加申込受付の提出期限までに資格を有している事が見込まれる者を含む。)で、一級建築士が所属し、設計・測量・建設コンサルタント等業務の業種登録事業者であること。

(2) 一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定による

一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (7) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (8) 管理技術者は一級建築士であることとし、管理技術者及び各担当技術者は、提出者の組織に直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- (9) 管理技術者は、平成18年4月1日から令和3年3月31日までの期間に、日本国内で実施設計を完了した、総病床数200床以上又は延床面積10,000㎡以上の病院設計実績を有すること。

7 質疑

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

(1) 提出方法

質疑書（様式第9号）により、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

ア 第1次審査に係る質疑 令和3年4月30日（金） 午後5時まで

イ 第2次審査に係る質疑 令和3年6月7日（月） 午後5時まで

(3) 提出先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院 事務局病院施設整備室

FAX：0175-22-4439

電子メール：soumu@hospital-mutsu.or.jp

(4) 回答方法

ア 第1次審査の質疑に対する回答は、当院ホームページに随時掲載する。

イ 第2次審査の質疑に対する回答は、当院ホームページに随時掲載する。

(5) その他

提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質疑は一切受付しない。また、本プロポーザルに関連性のない質疑については一切受付しない。

8 参加申込手続

(1) 第1次審査提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 設計業務実績調書（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）
- オ 本業務の取組体制（様式第5号）
- カ 管理技術者及び各担当技術者の資格・業務実績調書（様式第6号）
- キ 協力事務所に関する調書（様式第7号）※協力事務所がある場合のみ
- ク 設計共同体調書（様式第8号） ※設計共同体の場合のみ

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

※郵送の場合は5月21日（金）必着とする。

(3) 提出期間

令和3年4月16日（金）から令和3年5月21日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）

(4) 提出先

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院 事務局病院施設整備室

9 企画提案に当たっての提案課題等

(1) 企画提案課題

1次審査を通過した者は「基本構想・基本計画」に基づき、次のとおり企画提案書を作成すること。

項目1 業務実施の進め方、院内及び許認可省庁との協議の進め方への方策について提案すること。

項目2 「基本構想・基本計画」に掲げる6つのコンセプトそれぞれに対しての方策について提案すること。

項目3 イニシャル及びランニングコストの抑制の方策について提案すること。

項目4 提案者が特にアピールしたい内容について提案すること。

(2) 企画提案書への注意事項

ア 企画提案書は、文章及び概念図等で表現すること。概念図については設計

に及ぶような詳細な表現は避け、ゾーニングの組立や形についてのイメージ、構造方法についての提案に留めること。概念図等の作成に当たっては、一般社団法人公共建築協会発行「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」に記載されている技術提案書への表現例やプロポーザルにおける表現の許容範囲の定義等を参考とすること。

イ 模型及び追加説明資料の持ち込みは禁止する。

ウ 企画提案書には、商号等事業者を特定し得る内容を一切、記載しないこと。

(3) 提出書類の様式等の入手方法

企画提案に係る様式は、当院ホームページからダウンロードすること。

(4) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第10号）

※押印は正本1部のみとし、副本には押印不要（正本の写し可）

イ 企画提案書（様式第11号参考様式）

様式第11号参考様式については任意の様式で作成しても構わない。

ウ 参考見積書（様式第12号）

エ CD-R

※上記ア～ウはホチキス等で一綴りにすること。

(5) 提出部数及び提出方法

15部（押印のある正本1部、副本14部）を、持参又は郵送（書留郵便に限る）による。ただし、CD-Rは1枚とする。

(6) 提出期限

令和3年6月25日（金）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(7) 提出先

8（4）と同じ。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

第1次審査通過者からの企画提案書の内容等について、プレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 予定日時

令和3年6月30日（水）

(2) 実施場所

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院血液浄化センター研修室1

(3) 時間設定

1者当たりプレゼンテーション15分以内、ヒアリング20分以内合計35分以内とする。

(4) 実施方法

- ・提出した企画提案書提出書類（上記9（4））を用いてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ・提案者の出席人数は3人以内とする。
- ・提出書類と同一の内容を映写してプレゼンテーションを実施する場合、電源、プロジェクター及びスクリーンは審査委員会が用意し、パソコン等は提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

(5) その他

実施日時、実施場所及び各者の開始時間は、改めて対象者に通知する。なお、事前にプロジェクターの型番について、確認を行うこと。

1.1 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 審査方法

第1次審査用提出書類により書類審査を行う。なお、第1次審査の結果、5者程度を第1次審査通過者として選定する。

イ 審査項目

- ・設計事務所の実績
- ・資格、実務実績（管理技術者及び各担当技術者の経験など）
- ・本業務の取組体制 など

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

ア 審査方法

第1次審査通過者からの企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者1者と次点者1者を選定する。

イ 審査項目

- ・本業務への理解度
- ・企画提案書の内容（的確性、独創性、実現性）
- ・業務への取組意欲 など

1.2 審査結果

(1) 第1次審査

第1次審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式第13号）により通知する。

(2) 第2次審査

第2次審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル第2次審査結果通知書（様式第14号）により通知するとともに、通知書発送後、当院ホームページに掲載し、公表する。

1.3 契約の締結

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、一部事務組合下北医療センター（以下（当組合）という。）と最優秀者は、本業務の契約締結交渉を行う。なお、契約に当たっての条件は、以下のとおりとする。

(1) 契約方法は、随意契約とする。

(2) 契約料は、構造及び規模により当組合の算出した金額とし、契約限度額444,068,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

(3) 本業務を受注した者及びその協力事務所は、本施設に係る全ての工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできない。

(4) 本業務を受注した者及びその協力事務所と次に掲げる事実が認められる建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできない。

ア 一方が他方に出資していること。

イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(5) 最優秀者が、本プロポーザル終了後に、本業務参加資格を喪失した場合、又は、当組合と最優秀者による本業務の契約締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

(6) 本業務に関連する建築工事監理業務等（令和5年度予定）については、本業務の受注者との随意契約により委託契約を締結する予定である。

1.4 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

ア 提出されたすべての書類は返却しない

イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない

ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とし、2案以上の企画提案書が提出さ

れた場合は失格とする

エ 企画提案書の内容は、専門知識を持たない者でも理解できるように、わかりやすい内容にすること

オ 発注者が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、情報公開の請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼすおそれのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

(7) 守秘義務について

本プロポーザル実施に当たり、「基本構想・基本計画」を資料として提供するが、この資料は、本プロポーザル参加における「企画提案書」作成のための

資料にのみ使用・活用することとし、それ以外の目的に使用・活用することはできない。

(8) 審査結果について

審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して、7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1.5 問い合わせ先

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院事務局 病院施設整備室

〒035-8601

青森県むつ市小川町一丁目2番8号

電話 0175-22-2111(内線3010)

F A X 0175-22-4439

電子メール soumu@hospital-mutsu.or.jp